

桑名市告示第61号

桑名市保健福祉関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市保健福祉関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

桑名市保健福祉関係事業補助金等交付要綱（平成16年桑名市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を削り、22の項を20の項とし、23の項を21の項とし、24の項を22の項とし、25の項から27の項までを削り、同表28の項中「障害者訪問入浴サービス、社協だよりの発行等」を「地域福祉推進事業、ボランティアセンター事業、日常生活自立支援事業等に要する経費」に改め、同項を同表23の項とし、同表中29の項を24の項とし、30の項から45の項までを5項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。